

国立音楽大学 オープンアクセスポリシー

2026年2月19日

(趣旨・目的)

1. 国立音楽大学（以下、「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を学内外に公表することで、知の蓄積および新たな知の創出により文化の発展に資することを目的として、オープンアクセスポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、本学に在籍する教員（以下、「教員」という。）が、出版社、学協会、本学が発行する学術雑誌等に発表した論文等の研究成果を、国立音楽大学リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）または当該教員が選択する方法によって可能な限り公開する。特に公的資金による助成を受けた研究成果は、資金配分機関の規定に則り、遺漏なく公開するものとする。なお、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(適用の除外)

3. 著作権その他やむを得ない理由で研究成果の公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本ポリシー施行以前に出版または公表された研究成果については、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリへの登録)

5. 教員は、リポジトリによる公開を選択する場合、研究成果の発表後できるだけ速やかにリポジトリで公開可能な版（著作者最終稿等）を本学に提供する。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関して必要な事項は、関係者間で協議して定める。